

通達甲（地・総・活）第2号  
平成19年3月16日  

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

### 警視庁地域安全サポーター運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁地域安全サポーター運用要綱を制定し、平成19年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 制定の趣旨

警視庁地域安全サポーターの適正な運用を図るため、新たに要綱を制定するものである。

#### 別添

#### 警視庁地域安全サポーター運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警視庁地域安全サポーター（以下「地域安全サポーター」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 準拠

地域安全サポーターの運用については、地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程（平成19年3月16日東京都公安委員会規程第1号）、警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号）、警視庁専務的非常勤職員の設置に関する規程（平成20年3月28日訓令甲第9号。以下「専務的非常勤規程」という。）等によるほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第3 地域安全サポーターの責務

地域安全サポーターは、自らの知識、経験等を生かし、地域安全センターを拠点として警察と地域住民等との連携を図るとともに、地域安全活動を積極的に推進し、及び援助する活動を行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

#### 第4 地域安全サポーターの勤務計画等

- 1 地域課長は、勤務計画を策定するに当たっては、勤務する地域安全センターが所在する所管

- 区を管轄する交番又は駐在所における犯罪発生状況、地域の行事等を十分に勘案した上、勤務日を指定するなど、効果的な運用に努めるものとする。
- 2 地域安全サポーターの勤務時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、警察署長（以下「署長」という。）は、必要により時差出勤を行わせることができる。
  - 3 地域安全サポーターは別記様式第 1 号の「地域安全サポーター活動記録表」により、活動状況を記録するものとする。

## 第 5 地域安全サポーターの行う活動

地域安全サポーターの行う活動は、次のとおりとする。

### 1 各種相談事案の聴取及び助言

地域住民の困りごと、意見、要望等の相談事案の聴取に当たっては、当該相談事案を主管する係と緊密な連絡をとりながら、適切な助言を行うこと。

### 2 遺失届及び拾得届の受理等

遺失届及び拾得届の受理並びに拾得物の保管及び返還に当たっては、警視庁遺失物取扱規程（平成 19 年 11 月 15 日訓令甲第 31 号）の定めるところにより行うこと。

### 3 公衆接遇弁償費の取扱い

公衆接遇弁償費を貸し出した場合又はその返済を受けた場合は、公衆接遇弁償費事務取扱要綱（昭和 43 年 6 月 10 日通達甲（ら・総・庶）第 3 号）別記様式第 5 の「公衆接遇弁償費収支明細簿」へ記帳すること。

### 4 事件又は事故発生時の通報

事件又は事故の発生を認知した場合は、直ちに 110 番通報等により、確実な報告を行うこと。

### 5 子供の安全確保への支援

小学校、幼稚園、保育園等周辺のパトロール及び登下校時の学童警戒等を行うとともに、関係者との連携を図り、子供の安全確保への支援を行うこと。

### 6 各種情報の提供等

地域住民等に対し、犯罪発生状況及び防犯対策等の情報を提供し、又は情報の交換に努めること。

### 7 各種会合及びボランティア活動への参加

地域住民等による各種会合及びボランティア活動に参加し、又は援助すること。

### 8 自治体、関係協力団体等との連携

地域安全センターを拠点として、自治体、関係協力団体等と連携した活動を行い、又は援助すること。

### 9 地理案内

地理案内に際しては、地図の利用、略図の作成等適宜の方法により行うこと。

### 10 その他地域部長又は署長が必要と認める活動

## 第 6 活動上の留意事項

地域安全サポーターは、前第 5 の活動を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

### 1 職務に関して知り得た秘密を漏らさないこと。

- 2 活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- 3 その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。
- 4 その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 5 勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いること。
- 6 応接は、相手の立場に立って親切丁寧に行うこと。
- 7 勤務中は、警戒心をおう盛にして、受傷事故防止に努めること。
- 8 特異な事案を取り扱った場合は、直ちに地域警察幹部に報告するものとし、勤務中取り扱った事案で翌日の勤務員に連絡が必要と認められるものは、確実な引継ぎを行うこと。

#### 第 7 制服等

- 1 地域安全サポーターは、貸与された制服等を着用し、地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程第 4 条に定める標章は、別記様式第 2 号のとおりとする。
- 2 地域安全サポーターは、専務的非常勤規程第 9 条に定める職員証を携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示するものとする。

#### 第 8 携帯品等

- 1 地域安全サポーターは、署活系無線機等、活動上必要な装備品を携帯することができる。
- 2 署長は、必要と認める場合は、地域安全サポーターに受傷事故防止に必要な用具を携帯させることができる。

#### 第 9 指揮監督等

- 1 地域課長は、地域安全サポーターに対し、指揮監督及び指導教養を行うものとする。
- 2 幹部は、計画的な立寄りを励行し、地域安全サポーターに対する現場指導、教養等に努めるものとする。

#### 第 10 報告等

- 1 署長は、地域安全サポーターの運用について内規を定め、又は改正した場合は、地域部長（地域総務課地域活動係経由）及び方面本部長（地域担当管理官経由）に報告するものとする。
- 2 署長は、地域安全サポーターの活動における特異な取扱い、感謝事例等があった場合は、その都度地域部長（地域総務課地域活動係経由）及び方面本部長（地域担当管理官経由）に報告するものとする。